

豊田市地域子ども会活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市地域子ども会の活動に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、地域子ども会の活動に要する費用の一部を補助することにより、子ども会の活動及び市内での体験活動の活性化を図り、もって地域社会における児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 豊田市地域子ども会助成事業運営要綱（令和7年4月1日施行）に規定する子ども会
- (2) 豊田市ジュニアクラブ助成事業運営要綱（令和7年4月1日施行）に規定するジュニアクラブ

(補助事業及び補助率)

第4条 補助金の交付対象となる補助事業、補助対象経費、補助率、補助金額及び限度額は、別表のとおりとする。

(補助の条件)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 会則を整備し、組織の構成を明確にしておくこと。
- (2) 活動の実施記録、会計簿等の組織の運営に必要な書類を整備し、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を保管し、補助金等の使途を明らかにしておくこと。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、子ども会活動費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、別表に記載する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 予算書
- (2) 車両補助金を申請する場合は、車両補助金事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、申請書の提出をすることができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

- 2 市長は、補助金等の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、地域子ども会活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を不適当と認めたときは、不交付の決定をし、地域子ども会活動費補助金補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

(端数処理)

第8条 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の方法)

第9条 補助金は、概算払により交付するものとする。

(計画変更)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に補助事業計画変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第7条第2項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第11条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、補助金等変更決定通知書（様式第5号）により、補助事業者等に通知しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、地域子ども会活動実績報告書に（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算兼事業実績報告書

(2) 車両補助金実績報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、報告書の提出をすることができる。（額の確定等）

第13条 市長は、補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、地域子ども会活動費補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により確定した額が概算払により交付した補助金の額を下回る場合は、補助事業者は、その差額を市長に返還しなければならない。

(書類等の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、その内容を証する書類を整備し、補助事業の完了の日から起算して5年間、これを保管しておかななければならない。

(検査)

第15条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業に係る関係書類の提出を求め、これを検査することができる。

(交付取り消し又は補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

	補助事業者 者	補助事業	補助対象経費	補助率	補助金額及び限度額				交付申請
活動費補助金	子ども会 ジュニア クラブ	補助事業者が行う事業で、事業の目的は地域奉仕、社会参加等に限る (1)研修・研究事業 (2)情報交換事業 (3)広報活動事業 (4)一般事務事業	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	1/2					毎年度の 4月30日 まで
					子どもの数	市子連 加入 子ども会	市子連 未加入 子ども会	ジュニア クラブ	
					5人～14人	12,000円	10,000円	10,000円	
					15人～29人	16,000円	12,000円	12,000円	
					30人～49人	25,000円	20,000円	20,000円	
					50人～69人	33,000円	28,000円	28,000円	
					70人～89人	41,000円	36,000円	36,000円	
					90人～109人	45,000円	40,000円	40,000円	
110人以上	49,000円	44,000円	44,000円						
車両補助金	子ども会	市長が別に定める公共施設（以下「指定施設」という。）に車両で移動し、体験活動をする事業とする	指定施設への移動手段として利用する旅客自動車運送事業者が提供する貸切りバス、レンタカー等の車両の利用に係る使用料	4/5	5万円。ただし、申請回数は1団体につき、年度内1回までとする				補助事業を開催する1か月前まで

豊田市長 様

申請者

住 所	〒 豊田市
名 称	
会 長	
電 話	—
生年月日	年 月 日

年度 地域子ども会活動費補助金交付申請書

年度において地域子ども会活動を実施したいので、豊田市補助金等交付規則第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助金等交付申請額 金 , 0 0 0 円

補助金内訳

活動費補助金 金 , 0 0 0 円

車両補助金 金 , 0 0 0 円
- 2 補助対象活動の目的

活動を行う中で、子ども達の自主性と社会性を高めて、子ども同士の親睦を図りながら、社会活動への参加や地域へ貢献する意識を高める。
- 3 補助対象活動の内容

予算書のとおり

子ども代表 (小・中学生)			校 区	学校区	
会 員 数 (人)		小学生	中学生	未就学児	合 計
	計				
役員数 (大人)	人				

年度予算書

1 収 入

(単位 : 円)

収入区分	収入額	説 明
収 入 合 計		

2 支 出

(単位 : 円)

活動費補助金支出分	支出額		内容等	
	補助対象経費	補助対象外経費		
小 計			①	

車両補助金支出分 (車両補助金を申請する子ども 会のみ記入)	支出額			
	補助対象経費	補助対象外経費		
小 計			②	

支 出 合 計	① + ②	
---------	-------	--

車両補助金事業計画書

1 事業計画

実施日時	年 月 日 時 分～ 時 分								
体験活動の内容	(活動を行う市内公共施設名と体験内容を記入してください) 施設名： 体験内容：								
行程	(実施日の集合から解散までの行程を記入してください)								
参加予定 人 数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	役員	その他	合計 (人)
	「その他」の内訳								
使用する車両の乗車定員				乗車定員 名					

2 見積書写し (添付)

豊 発第 号
年 月 日

名 称
代表者氏名 様

豊田市長

年度 地域子ども会活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度 地域子ども会活動費補助金につきましては、豊田市補助金等交付規則第 5 条の規定により次のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

補 助 金 交 付 決 定 額	金 円
補助金等交付の条件	(1) この補助金等は、事業の目的以外に使用してはならない。 (2) 事業完了後、実績報告書を提出しなければならない。 (3) その他は、豊田市地域子ども会活動費補助金交付要綱の定めに基づく。
振込予定日	年 月 日

豊 発第 号
年 月 日

名 称
代表者氏名 様

豊田市長

年度 地域子ども会活動費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度 地域子ども会活動費補助金につきましては、豊田市地域子ども会活動費補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により不交付とすることを決定しましたので、通知します。

補 助 金 交 付 申 請 額	金 円
不 交 付 と し た 理 由	

豊 田 市 長 様

申請者

住 所	〒 豊田市
名 称	子ども会
会 長	
電 話	—
生年月日	年 月 日

年度豊田市地域子ども会活動費補助金活動計画変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号において交付決定通知のありました
年度豊田市地域子ども会活動費補助金につきまして、次のとおり変更したいので、豊田市補助金等
交付規則第8条の規定により、承認されたく、申請します。

1 申請内容変更点

変更項目等	変更前	変更後
①補助金申請額	金 , 000円 活動費補助金 金 , 000円 車両補助金 0円	金 , 000円 活動費補助金 金 , 000円 車両補助金 金 , 000円
②収入の変更	円	円
③支出の変更	円	円

*添付書類：変更内容が分かる書類を添付してください。

- ・車両補助金新規申請の場合：車両補助金事業計画書、見積書写し、請求書
- ・車両補助金申請金額等変更の場合：車両補助金事業計画書(必要な場合)、見積書写し、請求書
- ・事業内容の変更の場合：予算書

車両補助金事業計画書

1 事業計画

実施日時	年 月 日 時 分～ 時 分								
体験活動の内容	(活動を行う市内公共施設名と体験内容を記入してください) 施設名： 体験内容：								
行程	(実施日の集合から解散までの行程を記入してください)								
参加予定 人 数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	役員	その他	合計 (人)
	「その他」の内訳								
使用する車両の乗車定員				乗車定員 名					

2 車両補助金支出内訳

車両補助金支出分	予算額		合計金額
	補助対象経費	補助対象外経費	
金額			円

3 見積書写し (添付)

年度予算書

1 収 入

(単位：円)

収入区分	収入額	説 明
収 入 合 計		

2 支 出

(単位：円)

活動費補助金支出分	支出額		内容等	
	補助対象経費	補助対象外経費		
小 計			①	

車両補助金支出分 (車両補助金を申請する子ども 会のみ記入)	支出額			
	補助対象経費	補助対象外経費		
小 計			②	

支 出 合 計	① + ②	
---------	-------	--

様

豊田市長

年 月 日付けで変更申請のありました 年度地域子ども会活動費補助金につきましては、豊田市補助金等交付規則第9条の規定により次のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

補 助 金 交 付 決 定 額	金 円 (変更前 円、変更後 円)
補助金等交付の条件	(1) この補助金等は、事業の目的以外に使用してはならない。 (2) 事業完了後、実績報告書を提出しなければならない。 (3) その他は、豊田市地域子ども会活動費補助金交付要綱の定めに基づく。
振込予定日	年 月 日

年 月 日

豊田市長 様

住 所	〒 豊田市
名 称	
会 長	
電 話	—
生年月日	年 月 日

年度 地域子ども会活動実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で補助金の交付決定を受けました
年度 地域子ども会活動を完了しましたので、豊田市補助金等交付規則第 1 0 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 活動実績及び効果

2 添付書類

- ・収支決算書兼事業実績報告書
- ・車両補助金実績報告書（車両補助金を申請した子ども会のみ）

年度収支決算書兼事業実績報告書

1 収 入

(単位 : 円)

月.日	収入区分	収入額	説 明
.	補助金		豊田市より
.	繰越金		前年度より
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
収 入 合 計			

2 支 出

(単位 : 円)

月.日	事 業 名	支出額		参加人数	内 容 等
		補助対象経費	補助対象外経費		
.					
.					
.					
.					
.					
.					
.					
.					
.					
.					
.					
.					
.					
.					
小 計				①	
車両補助金支出分 (車両補助金を申請する子ども会のみ記入)		支出額			
		補助対象経費	補助対象外経費		
小 計				②	
繰 越 金 【次年度へ】					
支 出 合 計 【① + ② + 繰越金】					

車両補助金実績報告書

1 実績報告

実施日時	年 月 日 時 分～ 時 分								
体験活動の内容	(活動を行った市内公共施設名と体験内容を記入してください) 施設名： 体験内容：								
行程	(実施日の集合から解散までの行程を記入してください)								
参加人数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	役員	その他	合計(人)
	「その他」の内訳								
使用した車両の乗車定員				乗車定員 名					

2 領収書写し(添付)

豊 発第 号
年 月 日

名 称
代表者氏名 様

豊田市長

年度 地域子ども会活動費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度 地域子ども会活動費補助金につきましては、豊田市補助金等交付規則第 1 1 条の規定により次のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

補 助 金 確 定 額	金 円
-------------	-----

注意 この通知による補助金の確定額が概算払により交付した補助金の額を下回る場合は、その差額を返還していただきます。